

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年8月31日を基準日と定め、同日午後5時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和7年8月12日

東京都渋谷区代官山町20番23号 3階

株式会社リカバリー
代表取締役 原口 浩一

